

全国がん登録 実務者研修会 2025

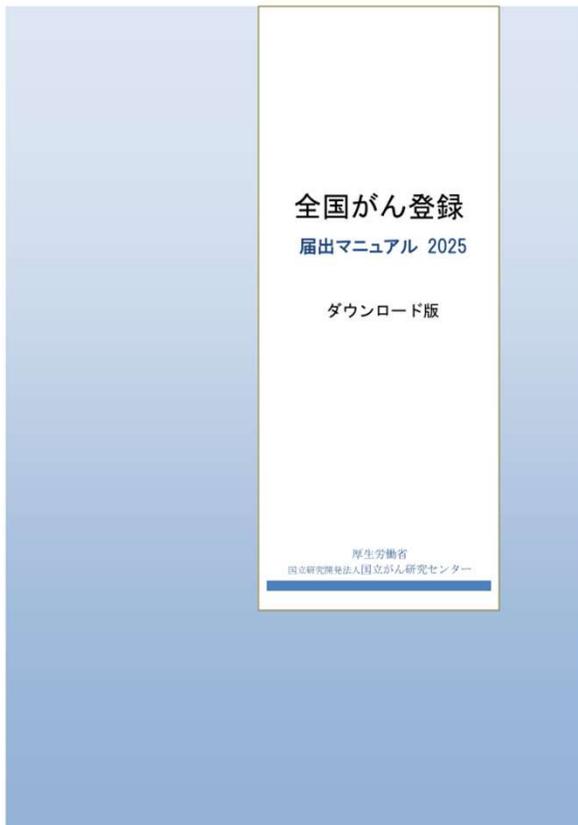
初回治療について

—がん治療における初回治療の定義—

広島県がん登録室 2025年6月27日

目次

• がん治療、初回治療の定義	4
• がん（造血器腫瘍以外）の初回治療の定義	6
• 血液のがん（造血器腫瘍）に対する初回治療の定義	10
• 治療の分類	12
• 初回治療と治療施設の考え方	13
• 初回治療の範囲と治療施設の考え方	17
• まとめ	18
• 問い合わせ先	19



第2章：届出項目について

がん治療、初回治療の定義

一般にがん治療とは、1) 原発巣・転移巣のがん組織に対して行われた治療と、2) がん組織に対するものではなくても、がんによる症状の緩和・軽減のために行われた特異的な治療（吻合瘻などの外科手術）の両者を指します。ある治療が、1) がん組織に対して何らかの影響（がん組織の増大傾向を止めたり、切除したり、消失させたりする行為）、あるいは2) 症状の軽減を及ぼすことを意図して行われた場合、たとえそれが、根治的でない、もしくは期待する治療効果が得られなかったとしても、がん治療として定義します。

しかし、運用上の必要等から、がん登録における初回治療は1) の治療、すなわち、当該がんの縮小・切除を意図したがん組織に対する治療（腫瘍に対する治療）というのうら、当該がんに関する最初の診断に引き継ぎ行われた、腫瘍に対する治療とする。最初の診断に引き継ぎ行われた治療の範囲は、治療計画等に記載された内容とし、経過観察が計画された場合あるいは治療前）に死亡された場合は経過観察という行為を初回治療とみなして扱うこととします。なお、この範囲が不明確な場合、病状が進行・再発したりするまでに施行されるか、あるいはおよそ4か月以内に施行されたものを初回治療とします。

造血器腫瘍以外の悪性腫瘍（がん）の初回治療の定義

1. 診療録にがん治療計画が記載されている場合、その治療計画の完了までを初回治療とみなします。
2. 診療録に記載がない場合でも、施設における標準的ながん治療計画が存在する場合（標準的治療ガイドラインに従っていることが明確な場合を含む）、その治療計画の完了までを初回治療とみなします。
3. 診療録に治療計画に関する記載がなく、施設における標準的ながん治療計画が存在しない場合（上記1、2以外の場合）、がんの進展、期待した治療効果が得られなかったと判断された、あるいは治療効果がなく別の治療を開始した時点までに行われた治療を初回治療とみなします。なお、がんの進展や治療効果の有無等の記載がなく、検討している治療が診断（起算日）から4か月以上経過して、開始された治療については、初回治療には含めません。
4. 患者がすべての治療を拒否している場合、あるいは医師が治療せず、経過観察を選択している場合、「治療をしない」あるいは「経過観察」という行為を初回治療とします。がんの大きさ・性状を考慮し、診断時に治療方針として経過観察が選択され、その経過観察期間中に、がんの増大傾向を認めたため治療が開始された場合も、この治療は初回治療に含めません（「経過観察」のみを初回治療とします）。

造血器腫瘍に対する初回治療の定義

1. 初回寛解導入までに用いられたすべての治療、および初回寛解を維持するために用いられたすべての治療（化学療法持続や中樞神経系への照射など）を初回治療とします。なお、初回寛解後の再燃に対して患者に行われた治療は初回治療としません。
2. 初回寛解までに行われた経過観察について初回治療の範囲とし、登録対象となった造血器腫瘍の初めての診断後、最初の経過観察を開始した施設をもって初回治療を開始した施設とします。

治療の分類

当該がんの縮小・切除の効果をもたらす主な手段が外科的なのか、腫瘍下なのか、内視鏡的なのか、放射線なのか、薬物なのか、内分泌なのか、それ以外（その他）なのかで分類します。

がん情報サービス/がん対策情報/がん登録/全国がん登録/病院・診療所向け情報/全国がん登録 届出マニュアル 2025

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/pdf/ncr_manual_2025.pdf

全国がん登録 届出マニュアル 2025 P23

一般に がん治療とは

- 1) 原発巣・転移巣のがん組織に対して行われた治療
- 2) がん組織に対するものではなくても、がんによる症状の緩和・軽減のために行われた特異的な治療（吻合術などの外科的手術）

ある治療が

- 1) がん組織に対して何らかの影響（がん組織の増大傾向を止めたり、切除したり、消失させたりする行為）
- 2) 症状の軽減を及ぼすことを意図して行われた場合、
たとえそれが、根治的ではない、もしくは期待する治療効果が得られなかったとしても



がん治療と定義

がん登録における初回治療は

「原発巣・転移巣のがん組織に対して行われた治療」

当該がんの縮小・切除を意図したがん組織に対する治療（「腫瘍に対する治療」）のうち
当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた、腫瘍に対する治療

治療の範囲

治療計画等に記載された内容とし

経過観察が計画された場合あるいは治療前に死亡された場合は、
「経過観察」という行為を初回治療とする

この範囲が不明瞭な場合
病状が進行・再発したりするまでに施行されるか
あるいはおよそ4カ月以内に施行されたものを初回治療とする

がん（造血器腫瘍以外）の初回治療の定義

1) 診療録に がん治療計画が記載されている場合

→ その治療計画の完了まで

2) 診療録にがん治療計画が記載がされていない場合

→ 施設における標準的ながん治療計画が存在する場合、
その治療計画の完了まで

3) 診療録に治療計画に関する記載がないかつ
施設における標準的ながん治療計画が存在しない場合

→ がんの進展、期待した治療効果が得られなかったと判断された
あるいは治療効果がなく別の治療を開始した時点までに行われた治療

がんの進展や治療効果の有無等の記載がなく、
検討している治療が診断（起算日）から4カ月以上経過して、
開始された治療については、初回治療に含まない

4) 患者がすべての治療を拒否している、あるいは医師が治療せず、「経過観察」を選択している場合、

→ 「治療をしない」あるいは「経過観察」という行為を初回治療

がんの大きさ・性状を考慮し、診断時に治療方針として経過観察が選択され、その経過観察期間中に、がんの増大傾向を認めたため治療が開始された場合も、この治療は
初回治療に含まない（「経過観察」のみを初回定義とする）

【参考資料】

「経過観察」という行為を初回治療とした場合の届出票の記入例

初回治療	観血的治療	⑱外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		⑲鏡視下	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		⑳内視鏡的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		㉑観血的治療の範囲	<input type="checkbox"/> 1. 腫瘍遺残なし	<input type="checkbox"/> 4. 腫瘍遺残あり	<input checked="" type="checkbox"/> 6. 観血的治療なし
	その他治療	㉒放射線療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		㉓化学療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		㉔内分泌療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明
		㉕その他治療	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし	<input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明

血液のがん（造血器腫瘍）に対する初回治療の定義

- 1) 初回寛解導入療法で用いられたすべての治療、および初回寛解を維持するために用いられたすべての治療（化学療法持続や中枢神経系への照射など）を初回治療とする

初回寛解後の「再燃」に対して患者に行われた治療は、初回治療に含まない

- 【寛解】： 治療によって一時的、または永続的に症状が軽快したり、消失したりする状態の事。
- 【再燃】： 病気の進行が、一時的または長い期間止まっていたり、軽快していたりしたものが再び進行し始める事。

2) 初回寛解までに行われた経過観察について、初回治療の範囲とし、登録対象となった造血器腫瘍の初めての診断後、最初の経過観察を開始した施設をもって初回治療を開始した施設とする



経過観察は初回治療の範囲に含まれ経過観察を開始した施設を、初回治療を開始した施設とする

治療の分類

当該がんの縮小・切除の効果をもたらす主な手段が

- 外科的
- 鏡視下
- 内視鏡的
- 放射線
- 薬物
- 内分泌
- それ以外（その他）

上記のなかで分類します

初回治療と治療施設の考え方

初回治療の範囲と治療施設の考え方

初回治療と治療施設の考え方

他施設での手術後、化学療法や放射線療法を目的に紹介された場合の
治療施設の考え方

①化学療法や放射線療法が初回治療に含まれるとき

3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続

②化学療法や放射線療法が初回治療に含まれないとき

4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診

初回治療と治療施設の考え方（補足）

治療施設の選択肢 3 と 4 の違い

3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続
4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診
（自施設受診後の治療の有無は問わない）

3と4の違いは、

「初回治療として計画された治療」を自施設で引き継ぐか否かによる違い

4：他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診
（自施設受診後の治療の有無は問わない）

「自施設受診後の治療の有無は問わない」とは、
他院での初回治療が終わって自施設に受診、
初回治療には計画されていない、【別の治療】を自施設で開始した場合等に、
「受診」という事実があれば、別の治療を行ったか否かは問わない

例) 乳がんの治療目的で当院へ紹介

他院からの紹介状： 初回治療計画には外科的治療と放射線療法まで

当院での治療： 内分泌療法を開始

初回治療の範囲と治療施設の考え方について

転移性脳腫瘍に対する放射線治療目的で当院に紹介。

画像診断後 放射線治療を施行

紹介状： 「直腸がん」記載のみ

他院で初回治療終了後に転移が発見？

原発癌の初回治療計画時に放射線治療も計画されていたのか？ は不明

この場合の治療施設は

4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診



初回治療の計画がどの範囲であるか不明の場合、自施設での治療を「初回治療継続」として積極的に判断する根拠がない為、「初回治療を終了後」と考える

まとめ

初回治療とは

初回治療の範囲や初回治療の施設について

- ①病院としての考え方
- ②主治医の先生の判断

によるところが大きいと思われれます。

したがって、同じような症例でも病院ごとにいろいろな事例が考えられます。

特に、治療施設の箇所では

「**初回治療の終了**」なのか、「**初回治療を継続**」なのか等々については
これまでにスライドでお話しした内容を参考にしてください

主治医の先生の意見をもとに、届出をしていただくと幸いです

届出について不明な点があるときは

お問い合わせ先

広島県がん登録室

082-261-5160 までご連絡ください

ご清聴ありがとうございました